

四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

【逐条解説付き】

（前文）

私たちのまち四日市市は、三重県の北部に位置し、西は鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面した豊かな自然に恵まれており、古くから「四」のつく日に市が開かれていた商業のまちとして、また交通の要所でもあったことから、東海道の宿場として繁栄してきた。

現在では、臨海部に石油化学コンビナートが、内陸部に半導体産業が立地し、国内有数の産業都市として発展を遂げているが、優れた技術力を有する中小企業・小規模企業が果たす役割は大きく、大企業にとって欠かせない存在である。また、四日市萬古焼、地酒、大矢知そうめんといった地場産業も盛んであり、本市が多種多様な産業構造を有する国内有数の産業都市として、これからも経済発展を遂げていくためには、大企業だけでなく中小企業・小規模企業の発展も必要不可欠である。

そのような中で、令和の新しい時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に加え、デジタル化、脱炭素化など社会経済はさらなる大きな変革を求められている。

本市においては、大企業が一定の雇用を支える一方で、地域経済の活性化には、数多くの中小企業・小規模企業が果たす役割が極めて大きいことは言うまでもない。

特に、製造業、商業、サービス業など、多様な分野で活躍する中小企業・小規模企業は、地域の特色を生かした経済活動を展開し、市民にとっての安定した暮らしの基盤を築いており、これらの中小企業・小規模企業は、地域に根ざし、地域社会の活性化、雇用創出、新たな価値の創造に貢献していると言える。

しかしながら、近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、原材料コストの上昇、不安定な経済情勢、人手不足や後継者不足など、ますます厳しさを増しており、多くの課題を抱えている。

このような状況の中、中小企業・小規模企業が持続的な成長を遂げ、地域経済の活性化に貢献するためには、市と中小企業・小規模企業をはじめ関係団体が一体となって、より一層の振興策を講じていく必要がある。

本市は今後も中小企業・小規模企業の振興に向けた施策を強化し、市民一人ひとりが実感できる地域経済の発展を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文では、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業・小規模企業の果たしている役割や重要性を踏まえ、その振興を図っていくことの必要性など条例全体の考え方を明記しています。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが、内陸部に半導体産業が立地し、国内有数の産業都市として発展を遂げています。また、四日市萬古焼、地酒、大矢知そうめん等といった伝統的な地場産業をはじめ、優れた技術力を有する中小企業・小規模企業が多数存在しており地域経済に果たす役割は大きく、大企業にとっても欠かすことのできない存在となっています。

本市がこれからも経済成長を続けていくためには、市と中小企業・小規模企業をはじめとする関係団体が一体となって、より一層の中小企業・小規模企業振興に向かって取り組んでいくことが重要であるということを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等振興施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本条では、条例制定の目的について明記しています。

本条例は、中小企業等の地域経済における重要な役割を認識し、中小企業等の振興を通じて、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づき設立された商工会議所及び商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づき設立された商工会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 労働団体 労働組合であって市内に事務所を有するもの及び労働組合の連合団体であって三重県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)であって、市内に所在するものをいう。
- (8) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び研究機関並びに同法第124条に規定する専修学校であって、市内に所在するものをいう。
- (9) 市民等 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

【解説】

本条では、この条例で使用する用語の意味を定義しています。

第1号では「中小企業」、第2号では「小規模企業」について定義しています。

下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれますが、小規模企業の振興を図ることについて特に配慮が必要との考え方により、それぞれを分けて定義しています。

<参考：中小企業・小規模企業の分類（中小企業基本法に基づく）>

業種分類	中小企業者		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業 その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下

第7号では「学校」、第8号では「大学等」について定義しており、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等並びに市内の専修学校（専門学校）を指します。

第9号では「市民等」について定義しており、市内在住の「市民」だけではなく、市内に通勤又は通学をする者も指します。本市に関わるできるだけ多くの人に、中小企業等の振興に対し様々な形で協力していただくことが重要であるため、範囲を広く定義しています。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の創意工夫、経営意欲及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。
- (2) 特色ある地域資源を積極的に活用し、地域内における経済循環の促進に努め、中小企業等の創業及び育成を図ること。
- (3) 中小企業等をはじめ、経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等(以下「関係団体」という。)、市民等並びに市がそれぞれの役割、責務等について相互の理解を深め、連携及び協働を図ること。

【解説】

本条では、中小企業等の振興を実現するための基本となる考え方、すべての主体が目指すべき基本的な理念について明記しています。

「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)」の趣旨を踏まえ、3つを基本理念として掲げています。

法の趣旨でもある、「中小企業等の自主的な努力」を基本とし、地場産品をはじめ、本市が有する自然環境や歴史・文化、恵まれた地の利、人材などを含めたあらゆる地域資源を最大限活用し、中小企業等が「育つ」環境を作ること、中小企業等の振興や地域経済の活性化を自分事として捉え、相互理解、連携・協働のもとに、主体的に関わることを重要であることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等振興施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等をはじめ関係団体の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性について、市民等の理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業等の振興を総合的に推進するために市が担うべき責務について明記していません。他の主体で規定する「役割」や「役割及び努力」、「協力」、「理解及び協力」よりも重い「責務（責任と義務）」としています。

市は、中小企業等へのヒアリングなどにより、中小企業等を取り巻く経済的・社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業等振興施策を総合的に推進するものとしており、その推進に当たっては、各関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等をはじめ関係団体の意見を反映するよう努めるものとしています。

また、中小企業等の振興が地域経済の発展や市民生活の向上にとって重要であることを市の広報誌等で市民等に広く認識してもらうための取り組みなどを通して市民等の理解を深めるよう努めるものとしています。

(議会の責務)

第5条 議会は、市の議決機関として中小企業等の振興に関し、市長の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない。

【解説】

本条では、議会の責務について明記しています。

議会は、中小企業等の振興に関し、市長の事務執行の監視・評価を行うとともに、中小企業等の声を市政に直接反映するため、政策提言に努めるとしたものです。

本条例は議員提案条例であることから、本条を規定したものであり、この取り組みに対する議会の積極姿勢を示すものとして、他市の条例と比較し、特筆すべき内容となっています。

(中小企業等の役割及び努力)

第6条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に適応し、その事業の持続可能な成長及び発展を図るため、自主的に経営の改善及び経営基盤の強化に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域における雇用の創出、人材育成、円滑な事業承継及び意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業等の役割及び努力について明記しています。

第1項では、中小企業等は、事業の持続可能な成長及び発展を図るため、自主的な努力により経営の改善及び経営基盤の強化に努めるものとしています。

第2項、第3項では、中小企業等は、地域における雇用の創出など意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するとともに地域社会を構成する一員として社会的責任を認識して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとしています。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業等以外の事業者である大企業の役割について明記しています。

大企業は、地域経済に対して大きな影響力を有しており、中小企業等に与える影響も大きいことから、中小企業等の振興について一定の役割を求めるものです。

大企業は、自らの事業活動を行う上で中小企業等が対等なパートナーであることを認識するとともに、地域経済の持続的な発展や市民生活の向上に向け、サプライチェーン全体の付加価値向上や大企業と中小企業等の共存共栄の関係構築に努め、また市が実施する中小企業等振興施策に協力をするよう努めるものとしています。

(経済団体の役割)

第8条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び経営基盤の強化に対して、主体的かつ積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 経済団体は、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、商工会議所をはじめとする経済団体の役割について明記しています。

経済団体は、主体的かつ積極的に中小企業等の支援を行う最も身近な存在であり、中小企業等のニーズを捉えて事業活動に反映する役割があると同時に、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとしています。

(労働団体の役割)

第9条 労働団体は、中小企業等の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとする。

【解説】

本条では、労働組合をはじめとする労働団体の役割について明記しています。

労働団体は、労働環境の整備や労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとしています。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業等の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業等に対する支援を通じ、地域社会及び地域経済への貢献につなげていくよう努めるものとする。

【解説】

本条では、市内の銀行、信用金庫をはじめとする金融機関の役割について明記しています。

中小企業等と密接な関係がある金融機関は、資金調達や経営相談等の面で重要であり、中小企業等に対する支援を通じ、地域社会及び地域経済への貢献につなげていくよう努めるものとしています。

(学校及び大学等の協力)

第11条 学校は、教育活動を通じ、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観及び勤労観の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業等が行う研究及び人材育成に関して協力するよう努めるものとする。

3 学校は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、学校及び大学等の協力について明記しています。

学校及び大学等には「役割」ではなく、「協力」を求めています。

市内に所在する学校には、職業体験及びインターンシップ等の教育活動や市や経済団体等が実施する中小企業等の振興施策や創業に対する関心を高めるための事業への協力を通じて、児童や生徒に対して創業も含めた健全な職業観や勤労観を醸成し、次代の地域経済の担い手の育成に努めることとしています。

市内に所在する大学等には、中小企業等との産学連携による協力を求めることとしています。

(市民等の理解及び協力)

第12条 市民等は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、市内在住者、通勤又は通学者の理解及び協力について明記しています。

市民等には「役割」ではなく、「理解及び協力」を求めています。

市民等は、中小企業等の振興により、雇用の創出や地域経済が発展し、市民生活の向上にもつながるといふ好循環が生まれることを理解した上で市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

(基本方針)

第13条 市は、関係団体との連携を図りながら、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業、特に経営資源の確保が困難であり、きめ細かな支援が必要な小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとする。

- (1) 中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ること。
- (2) 多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図ること。
- (3) 多様な人材の確保及び人材の育成を図り、就業の機会を提供すること。
- (4) 中小企業等及び関係団体の相互連携を促進すること。
- (5) 特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進すること。
- (6) 中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得ること。
- (7) 教育活動を通じ、健全な職業観及び勤労観を醸成すること。
- (8) 市内の中小企業等及び産業の魅力を発信すること。
- (9) 企業誘致及び企業立地を促進すること。
- (10) 災害等による社会経済状況の急激な変化に対応すること。

【解説】

本条では、市が中小企業等の振興を推進するための基本方針について10項目規定しています。

第1号では「経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継」について明記しています。

中小企業等の持続又は成長に経営基盤の強化及び事業の変革が欠かせないことから、市は、中小企業等の主体的な取組を支援することにより、経営の安定化及び改善、事業の変革を図ることとしています。

また、創業が地域の雇用創出に必要な不可欠であることを踏まえ、市は、創業希望者に対する相談体制の充実を図るとともに、中小企業等に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を図ることとしています。

第2号では「多様な就労形態及び労働環境の維持向上」、第3号では「多様な人材の確保」及び「人材の育成」について明記しています。

中小企業等の人材が不足している状況を踏まえ、市は、中小企業等の働きやすい職場環境の整備等の取組を支援し、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の就職及び定着を図るとともに、中小企業等における雇用機会の確保に関する支援や限られた資源を活用して行うスキルアップ、リスティングなどの人材育成に関する取り組みを支援することとしています。

第5号では「特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環の促進」について明記しています。

市は、地場産品をはじめとした特色ある地域資源の活用や商店街の賑わいの創出などを通じて、地域内の経済循環を促進することとしています。

第10号では「防災・減災対策等への支援」について明記しています。

市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業等が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援するなど、災害等による社会経済状況の急激な変化に対応することとしています。

(中小企業等振興戦略プラン)

- 第14条** 市は、基本方針に基づき、中小企業等振興戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するものとする。
- 2 戦略プランには、中小企業等の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。
 - 3 市は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業等その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。
 - 5 市は、中小企業等を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね5年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 6 市は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。
 - 7 第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による戦略プランの変更について準用する。

【解説】

本条では、中小企業等振興戦略プランについて明記しています。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等による人手不足や経営者の高齢化や後継者不足などによる事業承継など、基本方針に掲げる中小企業等の課題に関し、市は中小企業等その他の関係者の意見を聴取し、実態を把握した上で「中小企業等振興戦略プラン」を策定し、施策に反映するための必要な措置を講ずるものとしています。

「中小企業等振興戦略プラン」は、条例に掲げる基本理念及び基本方針に即して、具体的な振興施策とその目標を設定する計画です。おおむね5年ごとに検討を行い、PDCAサイクルを回すことにより実効性を担保し、中小企業等の振興を推進するものです。

(四日市市中小企業等振興審議会)

第15条 中小企業等の振興に関する重要事項を審議するため、四日市市中小企業等振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、中小企業等の振興の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条では、四日市市中小企業等振興審議会について明記しています。

中小企業等の振興に関し、専門的な知識を有する者や関係団体などで構成する審議会を設置することにより、事業者の声や社会や経済の動きを踏まえながら中小企業等振興の重要事項について審議し、先進事例となるような効果的な取組なども十分に検討した上で振興施策に反映するものです。

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条では、財政上の措置について明記しています。

市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(条例の見直し)

第17条 市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条では、条例の見直しについて明記しています。

社会経済情勢や中小企業等振興施策の実施状況等を踏まえ、市長は必要に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適切かどうか検証を行い、必要があれば、条例の改正などの適切な措置を講ずるものとしています。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条では、委任について明記しています。

この委任により、条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で規定することとしています。